

【参考】

北陸新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定について

高速交通網の整備が期待されるなかで、新幹線は本県の発展に重要な役割をになうものであるが、列車の走行に伴って発生する騒音等の防止には万全を期することが必要である。

昭和 50 年 7 月 29 日には環境庁告示により「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が設定され、新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策等を推進する際の目標が示された。このため、長野県民が期待している北陸新幹線の建設により、信州のすぐれた自然及び生活環境が損なわれることのないように通過予定ルート沿線の地形、土地利用状況等について、調査・審議を重ねると共に、既に開業している新幹線沿線の状況調査等を参考にし、北陸新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定のあり方について意見をとりまとめたので、県においては、工事実施計画認可後速やかに、下記の方針により、地域類型指定を行われたい。

記

1. 趣 旨

公害対策基本法第 9 条の規定に基づき定められた「新幹線鉄道騒音に係る環境基準(以下「環境基準」という。)の地域類型をあてはめる地域の指定(以下「地域指定」という。)の権限は「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和 46 年政令第 159 号)」により当該地域が属する区域を管轄する知事に委任されている。

本地域指定は、このことに基づき北陸新幹線鉄道沿線区域の該当地域を指定しようとするものである。

2. 地域指定の範囲

新幹線鉄道の軌道中心から両側それぞれ 300 メートルの範囲とする。

ただし、次に掲げる地域については指定を行わないものとする。

- (1) 都市計画法の用途地域のうち工業専用地域
- (2) トンネル区域(トンネルの出入口からトンネル中央部方向に 150 メートルの区間は除く。)の沿線地域
- (3) 河川区域
- (4) 都市計画法の用途地域が定められていない地域で、山林、原野、農用地等新幹線鉄道騒音から通常的生活を保全する必要のない地域

3. 地域類型のあてはめ

- (1) 都市計画法の用途地域の定めのある地域
第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域を類型Ⅰにあてはめ、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を類型Ⅱにあてはめるものとする。

- (2) 都市計画法の用途地域の定めのない地域
主として住居の用に供されている地域を類型Ⅰにあてはめ、その他の地域については類型Ⅱにあてはめるものとする。

4. 地域指定の見直し

開業時に沿線の土地利用状況を調査して大幅な変更がある場合は地域指定の見直しを行い、以後の見直しは、概ね5年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行い、土地利用計画上の大幅な変更があった場合にも速やかに行うものとする。

※専門委員会付帯意見

- (1) 地域指定に際しては、生活環境の保全が図られるよう、関係機関及び関係市町村長の意見を十分配慮し適切な指定を行われたい。
- (2) 列車の走行に伴う振動及び低周波空気振動により、沿線住民の生活環境が損なわれることがないよう配慮されたい。